＜「特定活動（就労継続支援）」用（在留資格変更許可申請）＞

説　　明　　書

国籍・地域

氏　　　名

上記の者を受け入れるに当たって、下記のとおりの事実に相違ありません。

記

１　申請人を雇用するに至った経緯等

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

（注）次の（１）から（３）までのいずれかに該当する者のうち、「特定技能１号」の在留資格への変更を希望しているものの、現時点において、特定産業分野に係る技能試験若しくは日本語試験又はその両方に合格していない者（出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動の要件のうち第１号ハ若しくはニ又はその両方の要件のみを満たしていない者）であることを確認の上で記載してください。

　　（１）「技能実習」の在留資格をもって在留する者であって、やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となり、かつ、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア　監理団体が実習先変更に係る必要な措置を講じたにもかかわらず、技能実習の継続が困難となってから３か月を経過してもなお新たな実習先が確保されていない者であること

イ　上記アの措置を受けることができなかったことについて特段の事情があり、外国人技能実習機構が実習先変更支援を実施したにもかかわらず、３か月を経過してもなお新たな実習先が確保される見込みがない者であること

　　（２）やむを得ない事情により活動の継続が困難となった出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（「外交」、「公用」及び「技能実習」の在留資格を除き、「特定活動」にあっては、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる者に限る。）をもって在留する中長期在留者であって、活動の継続が困難となってから、３か月を経過しても新たな雇用先が確保されていないもの

　　（３）「留学」の在留資格をもって在留する者であって、卒業し、又は卒業が見込まれて、入管法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（「外交」、「公用」及び「技能実習」の在留資格を除き、「特定活動」にあっては、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる者に限る。）への変更を予定していたものの、やむを得ない事情により当該変更が困難となったもの

２　受入れ機関が申請人に対して支払う報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること

□　該当　□　非該当

３　申請人が受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能等を身に付けることを希望しており、「特定技能」の在留資格への変更のためには特定産業分野に係る技能試験若しくは日本語試験又はその両方の合格が必要であること

　（注）申請人が上記１（注）（１）に該当する場合においては、原則、技能実習で従事した職種・作業（移行対象職種に限る。）と関連した特定産業分野に限り従事することが可能となります（やむを得ない事情がある場合を除く。）。

□　該当　□　非該当

４　受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること（次の（１）から（10）までのいずれにも該当すること）

（１）受入れ機関が特定技能外国人を通算１年以上受け入れた実績を有すること

□　該当　□　非該当

（注）下記について記載すること。

　　　受け入れていた特定技能外国人の身分事項等（１名で可）

国籍・地域：　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　性別：

生年月日：　　　　　　　　　在留カード番号：　　　　　　　　　　　　　　雇用期間：　　　　　　から　　　　　　までの通算　　　　　年　　　　　月

（２）受入れ機関が、労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること

□　該当　□　非該当

（３）受入れ機関及びその役員が法令に違反して刑に処せられていないこと

□　該当　□　非該当

（４）受入れ機関及びその役員が暴力団員ではないこと又は５年以内に暴力団員であったことがないこと

□　該当　□　非該当

（５）暴力団員又は５年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者ではないこと

□　該当　□　非該当

（６）受入れ機関及びその役員が技能実習法第16条第１項の規定により実習認定を取り消された者ではないこと

□　該当　□　非該当

（７）受入れ機関及びその役員が技能実習法第16条第１項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことがないこと

□　該当　□　非該当

（８）受入れ機関及びその役員が５年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことがないこと

□　該当　□　非該当

* 以下（９）（10）は、申請者が技能実習生である場合に記載すること。

（９）受入れ機関において、申請者が従事を予定している業務と同様の職種での技能実習生の受入れをしていないこと

□　該当　□　非該当

（10）受入れ機関において予定されている業務が技能実習を行っていた職種に関連した業務区分での就労であること

□　該当　□　非該当

→　非該当である場合には、技能実習を行っていた職種と予定されている業務の関連性について以下に記載すること。

|  |
| --- |
|  |

５　受入れ機関が、申請人が特定技能外国人の業務に必要な技能等を身に付けることを希望していることを理解した上で、申請人の雇用を希望しており、申請人に対し必要な指導、助言等を行うこととしていること

□　該当　□　非該当

※　特定産業分野名：　　　　　　　　／　業務区分：

（注）申請人が従事する業務について特定技能制度における特定産業分野及び業務区分を記載すること。

６　受入れ機関が、申請人が本邦において行う活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を適切に行うこととしていること（次の（１）から（11）のいずれにも該当すること）

（１）受入れ機関が、支援を行う担当者を役職員の中から選任していること

□　該当　□　非該当

※　支援担当者　所属：　　　　　　　　　　　氏名：

（注）支援を登録支援機関に委託して実施する場合、実際に支援を行う担当者について記載すること。なお、複数ある場合は別紙に記載しても差し支えない。

（２）受入れ機関が行う支援には、申請人に対し、雇用契約の内容、在留のための条件、その他の申請人が在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施することが含まれていること

□　該当　□　非該当

（３）受入れ機関が行う支援には、申請人が出入国する港又は飛行場において申請人の送迎をすることが含まれていること

□　該当　□　非該当

（４）受入れ機関が行う支援には、申請人が締結する賃貸借契約に基づく申請人の債務についての保証人となることその他の申請人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることが含まれていること

□　該当　□　非該当

（５）受入れ機関が行う支援には、申請人が在留資格の変更を受けた後、次に掲げる事項に関する情報の提供を実施することが含まれていること

①　本邦での生活一般に関する事項

②　法令の規定により申請人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続

③　受入れ機関又は契約により申請人の支援の実施の委託を受けた登録支援機関において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先

④　申請人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項

⑤　防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項

⑥　出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他申請人の法的保護に必要な事項

□　該当　□　非該当

（６）受入れ機関が行う支援には、申請人が上記（５）②に掲げる届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な支援をすることが含まれていること

□　該当　□　非該当

（７）受入れ機関が行う支援には、本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供することが含まれていること

□　該当　□　非該当

（８）受入れ機関が行う支援には、申請人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し、相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該相談又は苦情に適切に応じるとともに、申請人への助言、指導その他の必要な措置を講ずることが含まれていること

□　該当　□　非該当

（９）受入れ機関が行う支援には、申請人と日本人との交流の促進に係る支援をすることが含まれていること

□　該当　□　非該当

（10）受入れ機関が行う支援には、申請人が、その責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合においては、公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等の紹介その他の本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける活動を行うことができるようにするための支援をすることが含まれていること

□　該当　□　非該当

（11）受入れ機関が行う支援には、支援担当者が申請人及びその監督する立場にある者と定期的な面談を実施し、労働基準法その他の労働に関する法令の規定に違反していることその他の問題の発生を知ったときは、その旨を労働基準監督署その他の関係行政機関に通報することが含まれていること

□　該当　□　非該当

７　申請人が雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該雇用契約の相手方である受入れ機関が当該旅費を負担するとともに、当該雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとしていること

□　該当　□　非該当

（注）雇用契約の終了後に申請人が特定技能に移行せず帰国する場合に際し、申請人が帰国費用を捻出できないときは、受入れ機関が帰国費用を負担するなどしていること。

８　受入れ機関が、申請人を受け入れることが困難となった場合には地方出入国在留管理局に報告することとしていること

□　該当　□　非該当

（注１）上記２から８までについて該当するものにチェックマークを付し、必要な記入をしてください。

（注２）申請人が今後「特定技能１号」への在留資格変更許可申請又は「特定技能１号」に係る在留資格認定証明書交付申請を行う場合においては、入管法、法務省令、各分野固有の基準への適合性が求められることから、その手続等について関係機関に問合せを行うなど確認を十分に行った上、申請人が円滑に移行できるよう準備を行ってください。

（注３）「特定技能１号」での在留歴がある場合は、今後、別の分野で「特定技能１号」で就労する場合にも従前の「特定技能１号」の在留歴が５年間の通算在留期間に加算されます。残余の期間についてお互いに確認した上で本特定活動の申請をしてください。

　　　年　　　月　　日

受入れ機関名

代表者署名

※　６において支援を登録支援機関に全部委託する場合のみ次の記載が必要

登録支援機関名

代表者署名